

事業者の皆様へ

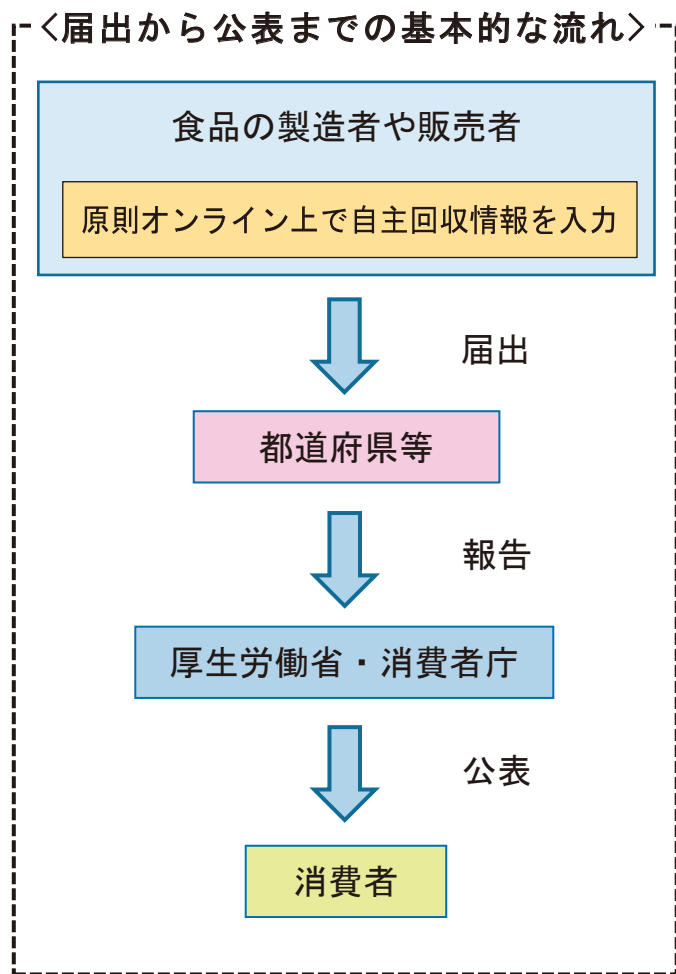
令和3年6月から消費者の健康被害防止のため
食品リコール(自主回収)を行った場合の届出が
法律で義務化されます！

- 令和3年6月1日からは、改正食品衛生法と改正食品表示法に基づき、食品リコールを行った場合、行政へ届出することが義務化されます。
〔 令和3年5月末までに着手した自主回収については、従前どおり
大阪府食の安全安心推進条例に基づき、自主回収の報告が必要です。 〕
- 届出された情報は国のシステムで一元的に管理され、公表されます。

自主回収届出 (食品衛生法違反の場合のイメージ)	
名称	〇〇〇
賞味期限	〇年〇月〇日
製造者	(株) 厚労商店
自主回収の理由	腸管出血性大腸菌0157の検出
クラス分類※1	CLASS I
画像	自主回収対象食品の写真等
.....

※1 クラス分類：重篤な健康被害発生の可能性に応じⅠ、Ⅱ、Ⅲの三段階で分類。

自主回収届出 (食品表示法違反の場合のイメージ)	
名称	〇〇〇
賞味期限	〇年〇月〇日
製造者	(株) 消費商店
自主回収の理由	「小麦」のアレルゲン表示の欠落
健康への影響 (クラス分類は検討中)	「小麦」にアレルギーを有する人が、じんましん、呼吸困難等のアレルギー症状を発症することがある。
画像	自主回収対象食品の写真等
.....



Q. 食品の自主回収をしたら必ず届出が必要ですか。

A. 以下に該当する場合は、届出が必要です。

- ・大腸菌による汚染や異物の混入等(食品衛生法違反又は違反のおそれ)
- ・アレルゲンや消費期限等の安全性に関する表示の欠落や誤り(食品表示法違反)

令和3年6月1日以降に着手した場合、届出は原則オンライン上のシステムで行うことになります。

自主回収に着手した日が…



令和3年6月1日以降

改正食品衛生法と改正食品表示法に基づいた報告が必要です。

○改正食品衛生法については、

「食品衛生法の改正について」厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000197196.html>



○改正食品表示法については、

「食品表示法の一部を改正する法律」消費者庁ホームページ

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/amendment_001/



令和3年5月末まで

これまでどおり大阪府食の安全安心推進条例に基づいた報告が必要です。

○大阪府食の安全安心推進条例については、

「自主回収報告制度について」大阪府ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shokuhin/jisyukaisyu/jishukaishu.html>



いずれの場合であっても、自主回収の報告をされるときには、
最寄りの保健所にご相談ください。

お問い合わせ先

保健所名	代表電話番号	住所	所管
池田保健所	072-751-2990	池田市満寿美町 3-19	池田市、箕面市、豊能町、能勢町
茨木保健所	072-620-6706	茨木市大住町 8-11	茨木市、摂津市、島本町
守口保健所	06-6993-3134	守口市京阪本通 2-5-5	守口市、門真市
四條畷保健所	072-878-4480	四條畷市江瀬美町 1-16	大東市、四條畷市、交野市
藤井寺保健所	072-952-6165	藤井寺市藤井寺 1-8-36	松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市
富田林保健所	0721-23-2682	富田林市寿町 3-1-35	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
和泉保健所	0725-41-1382	和泉市府中町 6-12-3	和泉市、泉大津市、高石市、忠岡町
岸和田保健所	072-422-5683	岸和田市野田町 3-13-1	岸和田市、貝塚市
泉佐野保健所	072-464-9688	泉佐野市上瓦屋 583-1	泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町



大阪府

健康医療部生活衛生室食の安全推進課

大阪府中央区大手前2丁目1-22 TEL: 06-6941-0351(代)